

令和8年第3回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和8年9月11日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 諸般の報告 |
| 第 3 | 一般質問 |
| 第 4 議案第45号 | 令和8年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 5 議案第46号 | 令和8年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 |
| 第 6 発委第 2号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 第 7 会議案第7号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第 8 会議案第8号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |
| 第 9 会議案第9号 | 閉会中の継続審査について（令和7年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |

◎追加日程

- | | |
|------------|------------------|
| 第 1 議案第47号 | 令和8年度新冠町一般会計補正予算 |
|------------|------------------|

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 酒 井 益 幸 君 | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長 浜 謙太郎 君 | 4番 中 山 千鶴子 君 |
| 5番 野 中 一 生 君 | 6番 竹 中 進 一 君 |
| 7番 秋 山 三津男 君 | 8番 但 野 裕 之 君 |
| 9番 武 藤 勝 國 君 | 10番 武 田 修 一 君 |
| 11番 氏 家 良 美 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長
副 町 長
教 育 長
総 務 課 長
企 画 課 長
町 民 生 活 課 長
産 業 課 長
保 健 福 祉 課 長
建 設 水 道 課 長
建 設 水 道 課 参 事
農 業 委 員 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長
診 療 所 事 務 長
特 別 養 護 老 人 ホ ム 所 長
管 理 課 長
社 会 教 育 課 長
総 務 課 総 括 主 幹
企 画 課 総 括 主 幹
町 民 生 活 課 総 括 主 幹
町 民 生 活 課 総 括 主 幹
産 業 課 総 括 主 幹
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹
社 会 教 育 課 総 括 主 幹
代 表 監 査 委 員

山 本 政 嗣 君
佐 藤 正 秀 君
下 川 徳 久 君
島 田 和 義 君
佐 渡 健 能 君
谷 藤 聡 君
鷹 背 寧 君
新 宮 信 幸 君
関 口 英 一 君
寺 西 訓 君
三 宅 範 正 君
今 村 力 君
杉 山 結 城 君
湊 昌 行 君
佐々木 京 君
竹 内 修 君
小 林 和 彦 君
楫 川 聡 明 君
曾 我 和 久 君
下 川 広 司 君
磯 野 貴 弘 君
二本柳 成 児 君
坂 元 一 馬 君
妹 尾 巨 知 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 庶 務 係 長

田 村 一 晃 君
榊 拓 己 君

(午前 10 時 00 分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和 8 年第 3 回新冠町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、10 番、武田修一議員。1 番、酒井益幸議員を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、今定例会初日に設置されました令和 7 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に中山千鶴子議員、副委員長に長浜謙太郎議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第 3、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

武藤勝罔議員の「熊本地震から何を学ぶべきか」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9 番（武藤勝罔君） はい。9 番武藤です。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、「熊本地震から何を学ぶべきか」について伺います。

最近、熊本地震をはじめ、水害など日本をはじめ、世界各地で災害が続いております。被災された方々にお見舞い申し上げ、1 日も早い復旧をお祈り申し上げます。

熊本で再び地震が起き、大きな被害が出ています。私が強く感じているのは、日本の避難所は、少なくとも阪神淡路大震災、東日本大震災、能登地震、熊本地震以降、避難所の風景が全く変わっていないということです。

世界的にも大震災が起きていますが、イタリアでの震災、台湾での震災を映像などで見ましたが、スフィア基準に基づく素早い対応に驚くばかりです。なぜ日本でできないのか、不思議に感じます。

大震災への備えは平時から強く感じます。この地震から何を学ぶべきか、避難者の多くが「雑魚寝はもう限界」、「段ボールベッドを早く」切実な訴えをしております。避難所の改善については、いろいろな角度からの検証は必要ですが、今回は段ボールベッドに絞って質問をいたします。

一つ、現在町が保有している段ボールベッドの数はいくらかですか。今後、あと必要な予定の数はいくらかですか。

二つ目、残念ながら、現在の各自治体の予算などの関係から、それぞれの自治体で自前で用意するのは困難かと思います。この段ボールベッドについては、国でまとめて備えるべきと思いますが、知事会、町村会などを通じて国に強く要望を上げていくべきではないでしょうか。

三つ目、この秋に防災庁が設置されますが、具体的な点についての詳細は、町に文書がおりてきていますか。

以上３点について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から頂きました「熊本地震から何を学ぶべきか」についてお答え申し上げます。

まず、御質問の１点目、当町の避難所における段ボールベッドの備蓄状況でございますけれども、現在、当町の保有数は６０台となっており、この段ボールベッドにつきましては安定感があるという強みがある一方で、重量があり、サイズが大きく、そして広い保管スペースを要するほか、紙製でございますので、湿気や水分を吸いやすく、長時間の使用や湿度が高い時期では強度が低下したり、あるいはカビが発生したりということで、衛生面が悪化するというデメリットもございます。

そのため、当町では避難所の環境改善に向けたもう一方の備えといたしまして、湿気や水汚れに強く、長期の避難生活でも衛生的に繰り返し使える簡易ベッド、これを４５０台保有しているところでありまして、発災時におきましては、それぞれの特性を踏まえながら、避難所や避難者の状況、状態に応じて使い分けをすることにしております。

一方で、日本、千島の各海溝沿いの巨大地震の想定におきましては、最大で約２１００人の避難者が想定をされている中であって、ベッドの保有は５１０台ということでございますので、全避難者分に対しては、なお大きな開きが生じているような状況であります。

しかし、国のガイドラインにおきましては、想定される最大避難者数に対し、それを、その全てを町の備蓄品をもって賄うということではなく、必要な物資を備蓄しつつ、民間事業者、あるいは国、道からの支援などを組合せて確保するような考え方が示されておりますことから、この方針に基づいて、必要な物資を確保することとしているところであります。

今後、各避難所の想定避難者数と施設の状況、現在保有するベッド数をそれぞれ勘案い

たしまして、民間事業者等との協定による調達可能数などを踏まえつつ、とりわけ発災直後におきましては、高齢者あるいは障がい者などの要配慮者に優先供給できる体制を意識し、平時から備蓄すべき数量に精査を加えながら、必要数の計画的な備蓄に努めてまいりたいと存じます。

次に、御質問２点目、国による一括備蓄や町村会等を通じた国への要望についてであります。

地方自治体が、限られた財源や保管スペースの中で、災害時に必要となる全ての物資、資機材を自ら備蓄することには、限界があるものと認識をしております。

そのような中、国におきましては、第一次国土強靱化実施中期計画におきまして、スフィア基準を満たす避難所に必要となるトイレ、ベッド等の災害用の物資、資機材について、自治体での備蓄に加え、国、道などからの支援を合わせて、必要量を確保する体制が整っている、そういう自治体を令和１２年度までに１００％とするという目標が掲げられております。

この強靱化実施計画において、特に推進すべきとされた重要施策につきましては、本年度から５年間でおおむね２０兆円規模の事業が展開されることになっておりまして、地域における防災、減災力の一層の強化に向けて活用されるものであります。

当町といたしましても、こうした国の大型予算や支援策の動向をしっかりと見据えながら、町が備蓄すべきものと、国、道、あるいは民間事業者等からの支援、供給により確保するものとの区分けを明確にして、発災時に必要な物資を、迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築することが重要であると。考えております。

こうした避難所環境の改善や、自治体の備蓄に対する国の財政支援、更には広域的な備蓄、供給体制の確立支援につきましては、全国知事会、あるいは全国町村会などを通じて国への要望を展開させていただいているところでありますけれども、引き続き関係機関と連携し、働きかけを強めてまいりたいと存じます。

最後に、防災庁の設置に関する国からの情報提供についてでございます。

防災庁に関しましては、本年７月に防災庁設置法が公布されまして、年内の施行に向け、現在、政府内において設置の準備が進められておりまして、現時点でその詳細について国から示されてはおりませんけれども、防災庁は、防災に関する国の行政事務を横断的に担うとともに、大規模災害への対処に関する企画立案や、地方公共団体への支援など、防災行政を一元化、総合的に推進するための強力な司令塔としての役割を担うものと承知をしているところであります。

こうした国による広域的、総合的な支援体制の強化が図られようとする中にありまして、熊本地震をはじめとする近年の大規模災害から私たちが学ぶべきことは、災害から命を守る、発災直後の対応だけではなく、その後の避難生活におきまして、いかに被災された方々の命と健康、そして尊厳を守るかということであると考えておりまして、議員が指摘をされますスフィア基準を満たす体制の構築が必要であると認識をしております。

今回の御質問を契機といたしまして、当町も日頃からの備えや、様々な関係機関との連携、更には避難所運営の在り方を含めた総合的な防災体制の検証を重ねまして、さらなる実効性の向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。御理解を頂きたいと思えます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○9番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き「新冠町財政推計について」の発言を許可いたします。
武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） はい。続きまして、「新冠町財政推計について」伺います。

この夏に全家庭に配布された、令和8年度新冠町財政推計概要版から3点伺います。

1点目、今後の取組みの歳出予算の削減のほうから伺います。既存事業の内容を精査し、事業の縮小や廃止を含めて検討します、とありますが、各事業とも利用者や利害関係者がおる中で、どのような手順を踏んで進めようとしているのか伺います。

2点目、歳出予算の確保からの点で伺い、ふるさと納税について伺います。この点については、昨年6月の定例会でも質問し、基本的な考えは伺えましたが、2025年度、町への寄附額は2億5100万円、前年度比で35.1%減の、減少となっておりますが、この要因はどう判断されますか。また、今年の会計検査院の指摘で、ふるさと納税の利用拡大で財政計画への影響が大きくなる可能性があるとして、会計検査院は総務省に検証を求めています。持続的な町の発展につながるのか、この現状をどう捉えるのか、見解を伺います。

3点目、歳入予算の確保から受益者負担の原則からについて伺います。受益者負担という趣旨は分かりますが、受益者負担と同時に、一方、地方自治体では住民の福祉の増進がうたわれております。この関連性についてはどう判断すべきか。

以上3点伺います。

○町長（山本政嗣君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から御質問頂きました、「新冠町財政推計について」お答えを申し上げます。

まず、御質問の1点目、既存事業の縮小廃止に向けました具体的な進め方と手順についてお答えを申し上げます。

公表させていただきましたとおり、今後における当町の財政状況は、義務的経費の増加、あるいは公共施設インフラの老朽化対策などによりまして、非常に厳しい局面を迎える見通しとなっております。

この危機感を町民の皆さんと共有した上で、持続可能な行政運営を未来につないでいくためには、歳出の抜本的な見直しが不可欠となります。

しかしながら、見直しの対象となる各事業には、これまで利用されてきた町民の皆様や、

事業に関わる利害関係者がおられることも、御指摘のように十分承知をさせていただいているところであります。

そのため、一方的かつ急激な見直しを行うのではなく、次のような手順を踏んで取り組んでまいりたいと考えております。

第一に、事務事業全般における客観的な評価、検証を行います。各事業の必要性や有効性、緊急性に加えまして、事業の受益者と負担の均衡や代替手段の有無、こういった視点を持ち、事業の横断的かつ客観的なチェックを行った上で、既存事業の縮小や廃止、または民間活力の導入による事業手法の見直しなどの方針案を決定していこうと考えております。

第二に、町議会との丁寧な協議と合意形成であります。町民の代表でもあります、議員の皆さんで構成する各所管委員会に対しまして、町の方針案をお示しし、その中で御意見等を頂戴しながら、一定の御理解と御賛同を頂いた案件につきまして、見直しを進めていくことといたします。

第三に、町民や利害関係者との丁寧な対話と理解の醸成ということであります。縮小や廃止の検討候補となった事業のうち、特に影響の大きい事業につきましては、現在でも牧野事業や、あるいは生活館、生活センターの縮小方針等に関しまして、利用者や関係団体等に対しまして、財政の状況や見直しの必要性を丁寧に御説明申し上げ、意見交換を行う機会を設けているところであります。

今後も同様の対応を行いながら、単に事業を削減するだけではなく、民間の力の活用や他の既存事業での代替、統合が可能かどうかも含めて協議を重ねてまいりたいと考えます。

第四に、段階的な移行措置と経過観察であります。

見直しの方向性が決定した場合におきましても、町民生活への急激な影響が生じる恐れがある場合には、一定の周知期間や経過措置を設けるなど、円滑な移行に向けた配慮をまいりたいと考えております。

次に、質問の２点目のふるさと納税の寄附額減少の要因、それと、会計検査院の指摘に対する見解についてお答えを申し上げます。

まず、寄附額減少の要因でありますけれども、御承知のようにふるさと納税は寄附者の自発的な意思に基づく行為でありますので、その理由を特定していくことはなかなか困難なことでありますけれども、返礼品の品揃えの面から要因を分析いたしますと、トンネルワインが当町の寄附額の約９３％を占めておりまして、この寄附額が前年度から約１億２８００万円減少いたしましたことが、主な要因と捉えております。

このトンネルワインの減少要因といたしましては、前年度に申込みの多かった特定の銘柄につきまして、品数を十分に確保できなかったこと。また、当町と同様に外国産ワインを熟成させ、返礼品として提供する他の自治体との競争が激化しているということも要因として考えられます。

あわせて、会計検査院の指摘についてでございますが、会計検査院の調査におきまして、

全国の自治体全体におけるふるさと納税は、歳入よりも歳出が上回る赤字となっていることが明らかとなりました。

これは、返礼品の調達費や仲介サイトの運営事業者への手数料といった募集経費が、寄附総額から住民税控除額を差し引いた実質的な収入を上回っているためでございます、これが地方財政、更には国の財政負担につながるリスクになっているという指摘であります。いわば、ふるさと納税全体の制度の中での指摘ということでございます。

当町の実績におきましては、寄附金収入が募集経費等の歳出を大きく上回っておりまして、貴重な自主財源として、町の施策への推進や地域活性化に大きく貢献している状況にございますけれども、やはり仲介サイトの運営事業者への手数料、これは負担が大きいと認識をしております。総務省は、事業者への手数料引下げを要請を行っておりますけれども、町としてもより効率的な募集方法の検討、あるいは経費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問３点目の地方自治法における福祉の増進と受益者負担の原則の関連性及びその判断についてお答え申し上げます。

地方自治法第１条の２は、地方公共団体が担う役割として、住民の福祉の増進を図ることを規定しておりまして、この理念は、町が行う全ての行政活動や施策の根幹をなす最上位の目的と認識をしております。

この福祉の増進と、個別の事業やサービスにおいて適用されます受益者負担の原則につきましては、互いに矛盾するというものではなく、それぞれの役割と概念を整理した上で、両立を図るべきものと考えております。具体的には、道路の維持管理や防災教育など、町民の皆様が広く等しく享受できる基礎的なサービスにつきましては、これは皆様から頂戴する税金や国から交付される地方交付税などのいわゆる一般財源により賄うべきものでございます。

一方で、特定の利用者や事業者が直接的に利益や便益を受ける個別事業におきましては、その費用を全て税金で賄うこととした場合に、サービスを利用する方と利用しない方との間に税負担の不公平が生じるなど、町民全体の不公平感を損なうことにつながりかねません。

また、厳しい財政状況の中にあきましては、各サービスを安定的、継続的に提供していくためにも受益者負担は妥当な財源であると認識をしているところであります。

もちろん、低所得者への配慮など、社会的な福祉の観点から、負担の軽減、あるいは減免措置が必要なケースにつきましては、丁寧な対応をしておりますけれども、基本的には税による一律の福祉の向上と特定便益に対する妥当な負担をしっかりと差別化し、整理することが不可欠であると考えるところであります。

今後におきましても、町民全体の公平性を確保し、行政サービスの持続可能性を高めることで、町民全体の福祉の増進を図ってまいりたいと存じますので、御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 1点目の今後の事業の縮小等ですけれども、特にこの項には新冠の基幹産業と言われる分野が含まれておりますので、慎重に遂行してほしいと、そういうふうに思います。

それから、3点目の受益者負担なんですけれども、受益者負担と福祉増進の関連性なんですけれども、受益者負担というのは答弁にもありましたように、公共施設の利用などで利益を受ける人に建設、維持費の一部を負担させるちゅう考え方ですが、このことについては理解できます。

しかし、この最近、受益者負担の考えは大きく変わってきてるというふうに感じています。まず端的に考えると、教育費の関係を見ればよく分かると思うんですけれども、具体的に学校給食費を見ますと、これは、戦後、学校給食が始まったときから受益者負担、要するに益を受けるのは食を食べる子どもであって、その見返りとして当然材料費だとか、いろんな維持費、それを負担するのは当然だと、そういう考えでずっときました。途中から、どこの町っちゅうことはまだはっきり分かってないんですけれども、人口規模の小さな町村から学校給食無償化が始まりまして、2017年度時点で全額無償化していたの76自治体です。全国で。新冠は、平成30年度から無償化しております。子育て世代への支援、あるいは父母負担の軽減の考えからで、23年度には全国で547自治体に増えております。しかし、一方、隣町の新ひだか町を見れば、新ひだか町でもお母さん方が20年前ぐらいから、学校給食無償ということではいろんな署名活動をしていましたけれども、町としては受益者負担が原則ということで、一切首を縦に振っていきませんでした。今年から国の制度も変わりましたから、新ひだか町もなりましたけれども、そういうような状況です。

教育、あと保育関係も見れば、新冠では今年度から保育料は完全無償化、子どもの医療費も高校卒業まで全額助成が開始されてます。これも国の子ども子育て支援制度の拡充の問題ありますが、かつては親が負担するのは当然と、これが当たり前でしたけれども、このように考え方が変わってきていると思います。

一方、地方自治体では、地方自治法の住民福祉の関係では、この点では私とあと同僚議員もかつて難聴高齢者への補助、補聴器購入助成、この問題を質問しました。この問題も私が質問したときにも、更に実施自治体が増えて、去年の12月1日現在では全国で622自治体に及んでおります。全国の自治体数は、総数で1747自治体ですから、率でいうと35.6%、約3分の1の自治体で補聴器購入助成制度が実施されております。この補聴器購入というのは、確かに見れば、よく耳付けて聞こえるのは、個人の問題なんです。益を受けるのは個人ですけれども、しかし今、全国で捉えられているのは難聴を克服することは本人はもとより、大きく考えれば地域全体の健康増進、町活性化にもつながり、まちづくりにも寄与するものであると。そういう考えが全国的に定着してきてる、そういう

成果と思います。

考え方の変遷もあり、私は簡単にその受益者負担は、ツールにせよだとか、住民福祉の増進を図れということと言いませんけれども、こういう流れや他自治体の動きも参考に、受益者負担と住民福祉の増進の点については慎重に進むべきと思いますが、この点について町長の見解を再度伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員の再質問にお答え申し上げたいというふうに思います。

丁寧な取り組み方に心がけたいということ、行革のですね、推進にあたっては丁寧に進めたいということ、何点かに分けて申し上げましたけれども、その中においても、一次産業基幹産業に関するものについては丁寧にということでございますが、これはもちろん申し上げたとおり、丁寧に、慎重に進めていくことに心がけてまいりたいというふうに考えております。

それから２点目でございますけれども、受益者負担の考え方の中の展開の中で、給食費あるいは保育料の関係の話もございましたけれども、他町の状況というのは、これは敏感に意識をしていかなければいけないわけでありまして、その町、町のいわゆるその事情がそれぞれあるわけでありまして、隣の新冠町が給食費を無償にしても新ひだか町の事情の中で、そこはぐっと立ち止まった中でやらなければいけない。それぞれの行政の事情がある中での判断でありますので、一概に他の町がやっているから、やらないから、うちの町も同じようにという考え方では進まない、これから先は進んでいかないのかなということが基本でございます。

その中にありまして、これは教育基本法の中で、明確に給食費の食材費相当は保護者負担とするという名目がある中において、それぞれの町が工夫を凝らしながら、この法律の解釈をしながら無償化というような、現実的な無償化ということを行ってきているわけございまして、そういう流れを国も汲んで頂く中で、全国一律のものにつながっているという部分のことにつきましては、いわゆる地方から発信してきたものが、国を動かしてきたということにもつながるんだろうというふうに思います。

そういうような視点を持って、これからのいわゆる教育であれば、教育行政を推進してまいらなければいけないというふうに思います。行革との絡みも含めて、今の難聴高齢者の皆さんに対する補聴器を例にとりいただきました。冒頭、他町とは同様な形の中での取組みはなかなか難しい部分もあるというお話もしましたが、いわゆる高齢者の皆さんの健康増進、あるいは認知症の予防、これらも以前から、議員から御指摘を頂きまして、これらがそれぞれのものに効果があるということを私どもは否定するわけではありません。ただ、それぞれの皆さんが健康増進に資することは、この補聴器だけでいいんだろうか、というような視点も含めてですね、総合的な見地から施策は考えていかなければいけないものだというふうに思います。

また、他町との比較という部分で申し上げますと、例えば、当町はGPSの購入にも補助をさせていただいたり、あるいは他町とは違う形の中で、安心を得ることができる緊急通報システムの整備というものにも意を用いてきたということでございますので、補聴器の必要性というものについては十分認識した中で、高齢者福祉全体の中で何を優先をしながら、何に効果を求めていくのかということを総体的に考えながら、高齢者福祉の増進に施策を講じてまいりたいと考えますので、その点どうぞ御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ありませんか。

○9番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で武藤議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の「行財政改革下における予算編成と財源確保について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 3番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、「行財政改革下における予算編成と財源確保について」の一般質問をいたします。

先般、令和2年度から6年度の決算額をもとに、令和17年度までの財政推計が示されましたが、人件費、物件費は物価高騰の影響により増加の一途を辿り、令和11年度で財政調整基金の枯渇が見込まれるものでした。

そして総務省は、ふるさと納税返礼品で海外産ワインを扱う自治体の実態調査に乗り出しており、トンネルワインの恩恵を受けている当町の風向きは相当厳しくなると予想されます。

近年、多くの自治体では厳しい財政状況に対応するため、予算編成に枠配分方式を取り入れているようです。各課からの予算要求を1件ずつ理事者が事業を精査していく従来の積み上げ方式と異なり、理事者があらかじめ課ごとに一定の予算を付与し、その枠内で各課が事業の精査をしていく枠配分方式では、課における裁量と責任が拡大し、限られた財源の効果や効率を考慮した戦略的資源配分が可能となります。

積み上げ方式と枠配分方式、それぞれ功罪はありますが、収支ギャップの発生に伴う事務方の負担や職員のモチベーションを鑑みると、枠配分方式での予算査定に一考の価値はあると思います。

また、今定例会において流通障害を理由に見送られましたが、令和8年度は当町のシンボルであるサラブレッドの大壁画の修復に、新規事業としてガバメントクラウドファンディングに取組み、直近では「引退馬に輝くセカンドキャリアを。馬と人の未来応援プロジェクト」と題し、にいかつぷホロシリ乗馬クラブや新冠中学校馬術部を前面に掲げた事業も実施しております。逆風にさらされるふるさと納税に代わる財源確保手段としてのガバメントクラウドファンディングの捉え方と、枠配分方式での予算編成の可能性について町

長の見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 長浜議員から御質問頂きました「行財政改革下における予算編成と財源確保について」お答えを申し上げます。

まず、今後の予算編成手法における枠配分方式の御提案でございますけれども、議員御指摘のように、当町が策定いたしました財政推計におきましては、昨今の経済情勢や物価高騰に伴う人件費や物件費などの各種経費の増加、更にふるさと納税制度を取り巻く逆風などによりまして、今後の財政状況は予断を許さないという状況でございます。

こうした中、各課の裁量と責任の下で、効率的な予算配置を行う枠配分方式は、職員の自主性の向上やスクラップ・アンド・ビルドの推進、更には財政部門の事務負担の軽減など、行財政改革を進める上で有用でありまして、多くのメリットがある手法の一つであるということは認識をしているところでございます。

しかしながら、当町において枠配分方式を導入するにあたりましては、いくつか慎重に検討すべき課題もあるものと考えております。

第一には、当町は自治体規模が小さく、予算規模も小さいという中で、各課職員の所管範囲、事務担当範囲が広うございまして、当町におきましては、担当課が配分された枠の範囲内での調整にとらわれがちとなり、そして町全体の優先判断よりも、枠の消化ということが目的化してしまうという懸念もあります。

第二に、急激な社会情勢の変化や緊急案件への対応課題、あるいは町がまちづくりとして進めます重要施策に対しまして、機動的に財源を投入するという政策方針が十分に反映されにくくなるというような懸念もあります。

第三に、政策的経費は年度ごとの情勢あるいは財源構成によって、内容や優先度、関係者との調整など、事情が大きく異なりまして、財政担当課にとりましても各課の事情に応じた適正で公平な予算額をあらかじめ算出、設定することは容易な事務作業ではないわけでありまして、制度設計や事前の調整に過度な事務負担が生じるような懸念も挙げられます。

以上の観点から、当町におきましては、各課の事情や事業の必要性を理事者が直接聞き取り、政策意図を的確に反映できる従来の積み上げ方式による査定を継続したいというふうに考えているところであります。

ただし、行財政改革におけます枠配分方式の有用性やメリットを踏まえまして、他の自治体の取り組み事例や課題点をしっかり整理をしていくとともに、導入にあたっては、職員がその意図や意義を正しく理解をして、自主的かつ円滑に事業調整を行えるような体制や意識、こういったものを醸成していくようなプロセスも不可欠であろうというふうに考えますことから、当町に適した導入のあり方について、段階的に研究や研修を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、新たな財源確保の手立てとしてのガバメントクラウドファンディングについてお答え申し上げます。

本年度の対象事業として予定をしておりました「優駿浪漫街道サラブレッド壁画整備事業」につきましては、昨今の中東情勢等によりまして来年度以降への見送りとさせていただいたところでございますけれども、その一方で実施をいたしました新冠ホロシリ乗馬クラブに関わる「馬と人の未来応援プロジェクト」におきましては、目標額１００万円に對しまして、４８名の寄附者の皆様方から１０３万円の御寄附を頂きまして、目標額を達成することができております。

当町の地域資源である軽種馬を前面に掲げた取組みに對しまして、全国から温かい御支援と御共感を頂きましたことは、これは新たな財源確保の手法として、一定の手応えを感じているところでもございます。

厳しい財政運営が続く中にありまして、寄附者の共感を呼ぶ資金調達の手法は、今後ますます重要性を増してまいります。

今回の経験と成果を踏まえまして、既存事業、新規事業を問わず、ガバメントクラウドファンディングに馴染む対象事業を見極め、選定しながら、積極的な財源確保に取り組んでまいり所存でございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○３番（長浜謙太郎君） はい。予算編成に関しましては、やはり枠配分というのは難しいということの中で、町長おっしゃられていたとおり各課との積み上げたものを、意思疎通を図りながら進めていくということで、より思いの通った形で政策、予算編成がなされていくものと認識いたしました。

再質問として、財政健全化の指標となる国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化をめぐり、近年は単年度での達成を目指す目標を見直し、複数年度でバランスを確認する方法に転換するよう求める流れがあります。次年度は、山本町長の任期折り返しの年の予算編成となる中で、厳しい財政状況であっても、共感を呼ぶストーリーを描き、将来へ希望を抱けるような投資的要素を明確にするといった、点が線となるような長期的展望を強く意識していくべきと考えますが、この点について伺います。

また、地域資源を生かした返礼品開発や魅力発信を通じた馬のふるさとのブランド確立として、昨年１２月に当町を含む胆振日高地域５自治体とトラストバンクは持続可能な馬産業の発展と地域発展に向けた連携協定を締結しました。先ほどの当町が取り組んだプロジェクトもこれを受けて実施したものと思われませんが、ともに協定を結んでいる安平町はふるさとチョイス専任コンシェルジュのサポートによるサービス、富裕層とされる馬主を対象とした牧場での預託料やスタリオンでの支払いにふるさと納税払い、チョイスPayを活用しております。性質上、これと同等のものを当町でも行えると考えますが、検討経過や実施計画について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 議員から頂きました再質問にお答えを申し上げます。

まず1点目に頂きました基礎的財政収支の捉え方、あるいは中長期的な展望に立った投資的要素の必要性という部分であったと思いますけれども、御指摘のように国のほうでは、単年度の黒字化目標ということから、複数年度でバランスを判断する考え方ということなど財政の健全化目標の柔軟な運用、これを模索する議論がなされているということについては、承知をしているところであります。

しかし、当町のような小規模自治体にとりましては、これは御承知のように単年度の収支不足というものが直接基金の取り崩しにつながっていくというような背景がございます。

したがって、今御指摘頂きましたような推計でいきますと、基金が枯渇をするというような推計になっていくわけでありまして、これは小規模自治体として、非常に厳しい現実として受け止めていかなければいけないというふうに思います。

そういう厳しい財政状況にありましては、まず事務事業の徹底的な見直し、あるいは整理、統合、そして積極的な歳入の確保というものに意を用いていくことが最優先課題であるというふうに考えておりまして、今回、昨年度の決算も提出させていただきましたけれども、その中での監査委員の意見においても、経常収支比率の改善というものも御指摘を頂いていることに象徴されているのかなというふうに思います。

その中にありましても、短期的な取組みを要する事業への投資、これは当町でも創業支援への支援、創業支援を中心とした制度創設、あるいは子育て支援策の新規創設、やらなければいけないことはしっかりと財政投下をして、反面、見直すべきところは見直していこうという、そういうメリハリを持った行政運営が求められていくんだろうというふうに考えているところであります。

議員から頂きました、そういう中にあっても将来への投資のストーリーというようなことも頂きました。大変ありがたいお言葉ではございますけれども、行政の役割は、さきにも申し上げましたけれども第一に住民の福祉の増進とあることは、さきの答弁で申し上げましたとおり、言うまでもないわけでありまして、そういった中で考えますと、やはり町民の皆さんの生活に対する安心をということで考えると、やはり医療、全ての年齢層を通じた福祉の向上、介護の環境、そして教育環境の充実ということがやはり優先度が高いものであろうというふうに捉えております。

そういった中から、徳洲会の誘致、あるいは特養、デイサービスの移転計画、更には小中学校の統合改築計画というものも構想化させて頂いているというようなことでありまして、それぞれに多額の費用を要するようなことを、この短期、中期間の中で計画をさせて頂いているわけでありまして、そういった意味から言いますと、将来の展望を明るいものとするためにも、健全な財政基盤の確立というのは必須条件という認識でありまして、この見通しなくして私が将来への希望を抱けるような話をすることによって、すなわちそ

こは言ってみれば無責任な構想をお伝えするようなことにもつながりかねないということでもありますから、まずは町民生活に密着をした、先ほど申し上げた予定する事業、これをしっかりと取り組む上で、その基盤となる財政力を健全化していくということに意を用いていきたいと考えているところでございますので、どうぞ御指導、御助言も含めた中での議会の御理解を賜ってまいりたいというふうに思います。

２点目に頂きました安平町での取組みに関するふるさと納税の関係でございますけれども、まずふるさとチョイスの専任コンシェルジュにつきましては、これはトラストバンクさんから既に返礼品の情報発信、新たな企画の助言、こういったものに広くサポートを受けているわけございまして、今後も、これはもう積極的に活用を図っていく考えとしております。

それから預託料のふるさと納税の返礼品化につきましては、今、総務省に対しまして、このものを返礼品に登録することに関して可否判断を行っております。総務省の判断が認められた際には、まず日高軽種馬共同育成公社において先行実施をして、そういった問題点なども確認した上で、町内の生産牧場への展開、拡大を図っていくという計画をして進めているところであります。

それから種付料につきましては、これも２年ほど前に町内の事業者の皆さんと導入に向けた協議を行った経緯がございます。その際には事業者の皆さんの事情もございまして、合意には至っていないわけでございますけれども、町としてはですね、軽種馬の町として財政効果、あるいはブランドの発信という点において、まだ諦めてはいないということがあります。今後も相談、協議を継続したいと考えておりまして、事業者の方々の承諾が頂ける環境が整いましたら、ぜひとも加えていきたいというふうに考えておりますし、そのためには関係者の皆さんや議員の皆さんからも違った立場の中で後押しを頂くような御協力、御支援も賜ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○３番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５２分

再会 午前１１時 ４分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。酒井益幸議員の「住宅施策の推進について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井です。議長より発言の許可を頂きましたので、「住宅施策の推進について」一般質問いたします。

当町の人口は、住民基本台帳によると、令和8年7月現在で4898人。そのうち外国籍の方は377人。世帯数については2831世帯となっています。3年前の令和5年7月と比較し、人口は276人減少し、外国籍の方は132人増加しています。世帯数については11世帯増加しています。10年前の平成28年の世帯数は2719世帯で、現在は2831世帯で112世帯増加しており、世帯数と外国籍の方は増加で推移しています。

当町における人口推移に関して、冒頭申し上げた、年々人口数は減っていますが、世帯数については、3年前と比較しても増加となっています。住宅施策に関しては、中古住宅の流通は堅調と思われますが、近年、賃貸住宅着工数が鈍化していることから、当町に住みたくても住めない現状が見受けられます。

最新の令和7年国勢調査における詳細な結果が、まだ公表になっておりませんので、近年のデータを確認することはできませんでした。令和6年3月策定の住生活基本計画に掲載されていた、令和2年までの国勢調査をもとにした所有関係別世帯構成の推移を確認しましたところ、計画資料には、住宅を4形態、失礼しました、形態別に4つに分類し、種類ごとに、実際に生活実態のある戸数の推移を表しています。その推計資料によると、期間は平成27年から令和2年までの5年間を比較してみました。

持ち家の総数1337戸で、同数の増減なし。次に、公的賃貸住宅の総数は325戸で18戸減少し、次に民間賃貸住宅の総数293戸で17戸増加しています。次に、給与住宅は262戸で56戸減少し、これらの4形態の総戸数を差し引きいたしますと、57戸の減少が見られました。

続いて、先の4形態の住宅総戸数を、平成2年から令和2年の30年間で比較いたしますと、総戸数は57戸増加しています。

このことから、定住移住へのニーズはあるものの、住宅ストックが足りていないのではないかと考えます。また、大手民間病院の移転改築計画が進む中、危惧しているところでもあります。住まい探しにおいて、居住したいと考えても公営住宅や民間住宅に空きが少なく、物件が見つからない状況が見受けられます。

物価上昇によるコスト高が進行し、民間事業者に対して賃貸住宅建築に係る助成制度を実施していますが、近年における賃貸住宅の新築着工数は相当少ないと考えます。

そこで、質問通告に入りますが、次の住宅施策について3点質問いたします。

当町の世帯数は、近年増加で推移し、住宅ストック、失礼しました、近年ほぼ横ばいで推移し、住宅ストックが足りていない現状を考えると、住まいの確保は難しい状況にある。重要な問題と考えるが、当町における住宅施策についての課題など、現状認識を伺います。

2点目です。公営住宅は国の補助金を活用し、建替えができるが、管理戸数が減る一方である。令和6年3月に作成された公営住宅等長寿命化計画では、汐見団地20戸の建替え予定は令和8年からとなっているが、どのような状況か見解を伺います。

3 点目です。町有財産である町長部局と教育部局の職員住宅について、現時点で空き家があるが、どのような理由なのでしょう。余裕があるのであれば、住宅施策に活用できると思うが。以上、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員の御質問は、住宅ストックの現状認識、公営住宅の建替え計画、そして町有財産の活用と多岐にわたるものでございますけれども、御質問の趣旨は、住宅供給に関わる町の考え方を問うものと考えますので、個々の質問事項への答弁を通じまして、町の住宅政策についてもあわせてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

御質問の1 点目、住宅政策の課題と現状認識についてでございますけれども、これまでの取組みと関係者の協議経緯もあわせてお答えいたします。

町は住宅の確保は、定住移住政策を進める上で重要な課題と認識をいたしまして、これまで中古住宅取得奨励金及び中古住宅流通交付金などの支援策によりまして、個人住宅を空き家とすることなく、住居として活用されるよう住宅施策を推進してきたところであります。

当町が進めてきた中古住宅取得奨励金は、最大で2 5 万円、取得後に行います住宅リフォームの補助、これの最大は5 0 万円、合計では7 5 万円の制度となりまして、これは管内他町における同様の制度と比較いたしましても充実した内容となっていると考えておりまして、これまで中古住宅の利活用にもつながってきたという実感を持っているところであります。

また、近年の住宅建築費高騰の社会情勢というものを踏まえまして、今年度より、住宅新築についても補助対象を拡大いたしましたほか、補助額を最大2 0 0 万円とさせていただくなど、近年の資材などのコスト高への対応にも努めているところであります。

加えまして町は、町民の住宅取得を支援する一方で、町内民間賃貸住宅の入居率が常に9 5 %を超えている状況にあることなどから、民間賃貸住宅の供給は不足傾向で、定住移住施策を推進する上での一つの課題であると認識をしております。

そのため令和7 年度から民間賃貸共同住宅等建設促進事業補助金制度を設けました。民間事業者が賃貸住宅を建築するときに、最大1 棟1 2 0 0 万円を補助することで民間事業者による賃貸共同住宅の建築を支援しているところであります。

これらの制度運用にあたりましては、当年度の町内での賃貸住宅入居率が9 0 %を超えるときに、次年度の補助枠を設けるとすることで、供給過多による既存賃貸住宅経営の圧迫とならないよう、町内住宅ストックに十分配慮して制度の運用を実施しているところであります。

同様の補助制度は他町にもございますけれども、建築後の家賃設定に条件を付することなく、建築費を補助するなど、他町と比較しても、これは手厚い支援内容となっているも

のと考えているところであります。

一方で、制度施行にあたりまして、実施をいたしました事業者説明会での出席者の御意見では、建築単価の高騰に対する補助制度としては適切という意見が多数でありましたけれども、やはり建築後、高い入居率を恒常的に確保できるのかという長期的な視点に立ったときに、賃貸共同住宅等の建築には慎重にならざるを得ない時期であるというような意見が大勢を占めておりました。

関係者の御意見を聞き取りなどから、賃貸共同住宅の建築、経営に着手するか否かの判断は、単に建築費と町の支援で決まるものではなくて、入居率の長期的な見通し、あるいは投下資金の回収期間など、様々な経営上の視点、更には借入れ金利の動向や町内の人口推計などの社会環境を踏まえ、総合的に事業判断されるものであるということが認識できたところでもあります。

これらを踏まえまして、町は今後、町内居住ニーズの把握や、住宅需要と供給の実態を確認しつつ、総合的な見地から住宅施策を考えていかなければならないというふうに考えているところであります。

御質問の2点目、公営住宅の建替え計画についてお答えをいたします。

当町の公営住宅等長寿命化計画におきましては、旧耐震基準で建設をされました汐見団地を中心に、用途廃止と20戸の建替えを計画しておりましたけれども、人口減少の加速と、これに伴う空き家の発生によりまして中古住宅の活用が一層求められると予想されておりますし、加えて財政推計を公表させていただいたとおり、非常に厳しい財政事情を背景に、持続可能な行財政運営を確立するために、各事業の見直しなど、行財政改革の取組みに着手しているということは御承知のことと存じます。

このような状況下で、公営住宅の建替えにつきましては、多額の建設費を必要とすること、更には世界の紛争情勢といった地政学的影響による資材の高騰、建築費の高騰などを考えたときに、建替えの事業計画は一旦立ち止まりまして、既存公営住宅の修繕等による長寿命化を図るべきと考えまして、補助事業を活用いたしまして、耐震基準を満たす既存公営住宅のバリアフリー化、あるいは省エネ設備への改修を図ることで、財政負担の軽減、加えまして幅広い世代の方々に対する住みやすい住宅環境を整備することで、事業推進を図っているところであります。

また、入居者の退去後、年2回から3回の入居募集を速やかに行うことで、住宅ストックの迅速な提供にも配慮しているところでもあります。

加えまして令和9年度から、汐見団地の7世帯について、耐震基準を満たす公営住宅へ移転していただくことで、居住者の安心安全と住環境改善の両立に取り組んでいく予定でもございます。

引き続き、用途廃止予定地の居住者の皆様には、耐震基準を満たす住宅への移転を促しますとともに、既存ストックの改修、改善を計画的に推進しつつ、必要な住宅の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、公営住宅の建替え事業につきましては、公営住宅等長寿命化計画の次期更新予定、これが令和11年3月までに策定予定でありますので、その間に真に必要な管理戸数の把握、あるいは建築コストの価格情勢を含め、継続して検討を加えてまいりたいと考えてございます。

次に質問の3点目、職員住宅を含めた町有財産の利活用であります。

はじめに町職員住宅についてでありますけれども、町職員住宅は、職員の福利厚生施設として、持ち家や民間賃貸住宅に入居するまでの一時的な住居の確保、あるいは新規採用職員の受け入れなどの職員の生活基盤の安定ということを図ることを目的としているわけでありまして、現在管理する14戸のうち2戸が空き家となっております。

空き家となった理由につきましては、住宅の新築あるいは退職に伴う退去によるものでありますけれども、現在でも入居要件を満たす職員がおりまして、今後も需要が見込まれますことから、引き続き職員住宅としての活用を行っていくと考えております。

また教職員住宅につきましては、各年度で変動がございますものの、管理戸数18戸のうち教職員が入居しているのは12戸、今年度任用している地域おこし協力隊員が1戸入居しておりまして、これは5戸が現在空き家となっております。

近年、当町に赴任される教職員の持ち家率が高く、他町からの通勤者増加が空き家となる大きな要因として挙げられるわけでありまして、教員住宅の入居需要は、人事異動内容によって大きく変動していくということも御理解頂きたいと存じます。

しかし、職員住宅の未利用期間がこれが長くなりますと、住宅としての損耗が進むことも踏まえまして、本来の目的に沿った活用と、町内の不足する住宅事情を補うための有効活用は、バランスを見て取り進めていく必要があるものとも考えます。町の住宅施策におきまして、町有財産の有効活用は、これまでも鋭意努力取り進めてきておりまして、本年度、定住移住住宅を公売をし、町民の持ち家政策として活用しましたほか、賃貸共同住宅の建設用地として、町有地の公売も行ったところであります。残念ながら町有地の公売は、応札がなく公売には至っておりませんが、今後におきましても、町有財産の有効活用について意を用いていくと考えてございます。

町は、民間住宅、公営住宅、町有財産など、それぞれの施設が持つ役割を踏まえまして、町内にある住宅ストック全体を有効に活用しながら、住宅施策を推進していくことが重要であると考えております。

今後におきましても、建築資材価格や金利動向などの社会情勢、更には町内の住宅需要や居住ニーズを的確に把握しながら、既存住宅の有効活用と新たな住宅供給の両面から必要な支援策を検討し、町内住宅の確保に努めていくと考えてございますので、御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 答弁ありがとうございます。それでは再質問いたします。

町長の答弁の中で、非常に世界情勢は厳しいというお話、住宅の情勢は厳しいというお話ありましたが、私も全く同感でありまして、建築関係の中でウッドショックと呼ばれる資材高騰から始まり、今や世界的なインフレにより、住宅資材、設備機器の高騰、それからエネルギーコストの上昇、円安の影響、そして物流の2024年問題による輸送費の増加、ナフサ価格の上昇など複数の要因が絡み合っています。ほかにも影響があり、建設業界における深刻な人手不足による労務費の上昇、それから耐震基準の厳格化、高機密高断熱のニーズ適用による設計費の上昇などが挙げられます。

また、全国的にも職人の高齢化と減少は加速しています。住宅を建てるための人件費は今後も上昇を続けると予想されています。

当町においても物価上昇、建築費の高騰のみならず、町内事業者におきましても、職人の高齢化や減少、事業所経営者の事業承継など、様々な問題があり、危機感を抱いています。

財源確保は最重要問題と捉えていますが、並行して住まいの確保は住民福祉の増進につながり、優先度の高い施策と認識しています。重要施策が鈍化し、まちづくり全体が物価高に苦しみ、町が急速に衰退しては本末転倒であります。今後の行財政運営は課題も多く、御苦勞をおかけします。今まで以上に一丸となって本領発揮が必要と考えております。持続可能な町の将来を見据えどう考えるのか、具体的な施策推進について、4点再質問いたします。

1点目、さらなる住宅施策の推進について、町有地に民間賃貸住宅促進のため、最低戸数や、失礼しました、一定条件を設定の上、中央町の町有地においては、入札不調で終わっております。この町有地を町外事業者にも公売する考えはあるのか伺います。

2点目です。公営住宅建替え事業について、令和11年3月の計画までに適正戸数の把握や継続、継続して検討に取り組む考えを示されました。公営住宅の総戸数は327戸あり、うち旧耐震の公営住宅106戸、そのうち修繕が高額となる政策的空き家の数は25戸ありますが、残りの81戸についても耐用年数が過ぎ、いつ不安にさらされるか懸念を抱いております。住まいの確保と建替え事業は重要であり、町民への社会福祉の増進、地元業者の存続も考え、住替えを含めた戸数把握の上、公営住宅の建替えを進める考えでいいのか。この点再度伺います。

それから3点目です。職員住宅に関しては、長期空き家になる可能性は低いとのことでした。町職員住宅の規定には、優先的に家族持ちであることが入居の基準というふうに認識しておりますが、45歳までに退去しなければならない規定と承知しています。職員においても、社会情勢の変化、晩婚化によって子育てが遅れることを踏まえ、実際にまだ進んでいたいと思う職員は多いのではないかと感じます。居住年数を延長する考えはないか。また、町内に適当な賃貸住宅がなく、単身者は近隣町から通勤している実情があると聞きます。単身者も入居をできる認識でいいのか、お考えを伺います。

4点目です。教職員住宅の本来の目的と有効活用はバランスを見て進める必要があると

答弁しております。状況は承知しました。しかしながら、これ待ったなしの政策だと思っています。そこでお聞きしたいのが、いつまでどのような方向性を示すのかということと、それから庁舎内における利活用協議過程について、どのような体制で進めていくのか、伺います。以上4点についてよろしくお願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員の再質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず1点目に頂きました、町有地の入札不調箇所、中央町の入札の不調についてでありますけれども、この公売が不調に終わった理由分析といたしましては、先に答弁申し上げましたとおり、価格高騰あるいは金利上昇というものが続く社会情勢の中で、事業者の皆さんが事業化に慎重とならざるを得ないということが背景にあったんだろうというふうに分析しております。

したがって町といたしましても、現下の情勢から、公売時期を一定期間見定めるというように判断をしているところであります。

この次の公売にあっても、第1回目と同様にですね、第一に地元の事業者さんを中心とした入札を考えたいなというふうに考えております。仮に、この入札が不調に終わった場合につきましては、議員御指摘のようなことも含めて、検討を加えていくことになるかというふうに思います。

2点目でありますけれども、公営住宅についてであります。公営住宅の戸数等の状況は、議員御指摘のとおりでございます。現在の長寿寿命化計画におきまして、建替えの方針は変わっておりません。計画がありますから。現下の社会情勢から、事業実施を立ち止まるというふうに答弁をさせていただいております。この間に、次の、次期の長寿寿命化計画の改定時期、策定時期を迎えますので、現在の計画については、その検討の中でしっかり状況把握をして、次の計画に結びつけていくということでの御答弁でございますので、当然、次期計画の内容につきましては、今後策定準備を進めまして、しかるべき時期に議会協議する内容でもございますので、その際にはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、3点目の職員住宅の入居年齢についてでありますけれども、職員住宅の入居期間は、これ条例や規則、町の規則で定めたものではなくて、職員団体の協議に基づいて役場内部の運用基準の中で行っているものであります。過去にはですね、年齢制限を定めていなくて、定年まで職員住宅を利用する職員の方もおられました。そうすると、入りたい時期に職員がなかなか利用できないというような状況が続いてた時期もございました。そういった中で、職員団体のほうからも、一定程度、その住宅の循環、あるいは若い世代の職員の利用というものに対しての要望がございまして、そういったことを踏まえまして、現在の45歳という制度を設けた経緯がございまして、で、入居要件は単身者でも入居をできるというようなことになっております。で、こういうことがありますから、単に年齢を上げた場合には同じようなことが考えられるわけでございますし、社会情勢やライフスタ

イルが変わっているという、この現実を踏まえて、先ほどもお話ししましたように、この運用は職員団体ともしっかりと協議の場を持ちながら運用の方法を考えておりますので、そういった中で必要があれば改善をする、必要がなければ現行のまま運用していくというようなことで考えさせていただきたいと思います。

それから教職員住宅についてでありますけれども、1回目の答弁でも教職員住宅の入居需要というものは、各年度の人事異動によって大きく変動していくというお話もさせていただきました。現に令和5年以前につきましては、教員住宅が足りなくて、他町の民間住宅にお住まいになっていただいたということがあったわけでありまして、残念ながら令和6年度以降は空き家状態が発生しまして、その戸数も増加をしているという状況があります。変動があると言いましたけれども、令和7年度の実績で申し上げますと、町内に赴任されている教職員は40名いらっしゃるんですね。で、教職員住宅は18戸である。ということから考えますと、今後の入居需要というのは、本当に人事異動によって不透明と言わざるを得ないということであります。で、そうではあるんですけれども、この3年間空き家状態が続いているということも大きな問題でございますので、来年度当初の入居状況によりましては、これは施設を管理する教育委員会と財産区分の変更も含めた中で協議をして、判断をしていかなければいけないというふうに考えております。したがって、結論の方向性と時期というものは、現段階で明言はするわけにはいきませんが、それらの協議体制というものは、定住移住の対策というような位置付けも含めて、各課横断的な体制をもって協議を進めたいという考えを持っているということを答弁させていただいて、再質問の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。再々質問します。

まず職員住宅の関係ですね、こちらのほうに関しまして協議の場を設けるということでございました。私が気にするところはですね、その居住年数につきまして、例えば晩婚じゃなくて、本当に早期に結婚されて、子育て20年間なら20年間住めましたっていう職員と、いやいや40、40になってやっと当たりましたと。で、5年しか住めませんと。そういった時に不均衡が生じるのではないかというふうな認識がありまして、その辺の均衡、きちっとしたものをどういうふうにされていくのかということが1点ありますので、その辺もきっちり協議の中でですね、不均衡がないように、早く入ったからよかったじゃなくて、遅くても何かきちっとしたことで、その辺のメリットが、メリットというか不均衡がないようにしていただければなあと思いますんで。まずこれが1点目の質問です。

それから2点目です。2点目に関しましては、先ほど教職員住宅の御答弁頂きまして、一定の方向性は私と町長と同じでして、定住移住施策に使えたらという答弁でありました。それで、そこでお聞きしたいのが、我が町にはいろいろな住宅施策が今までもやってきたけれども、移住者向けの住宅、それから子育て向けの住宅、高齢者支援付き住宅が足

りていないと思うんですけれども、そういったこともあります。この点、今3点申し上げましたけれども、そのほかにまだ足りないという御答弁もあるのかなというふうには思うんですけれども、この点について利用方法ですね、どういうふうに町長の中で、今、現時点でお考えがあるのか。その点もしありましたら、答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（氏家良美君） 酒井議員、2番目の質問ですが、教職員住宅をそういうふうにするのかだとか、そういう具体的なところをちょっともう一度お願いいたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。もうちょっと補足させていただきます。教職員住宅の利活用についてです。この利活用について、もし教育委員会のほうで検討して、町部局のほうに、その住宅を多いから変更して、町有財産の変更をするということで協議が整った場合に、移住者向け住宅ですとか、あと子育て向けの住宅ですとか、高齢者支援付きの住宅が足りないと思ってるんですが、そういったことも加味しながら、どのように理事者側で考えていこうとされるのか、そういった視点もちょっとお聞きしたいなと思ひまして、最後の質問としました。言葉足らずですみません。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） はい。酒井議員の御質問にお答えいたします。

まず職員住宅の関係でありますけれども、年齢構成や、その住宅を建設をして退去されたり、退職をされて退去されたり、このタイミングがどのような形で発生してくるのかということが分からない中で、全ての職員に平等な形で公平性を保っていくというのは、これは少し無理があるかなと。一方で、年齢で調整したときに、こっちは対応できて、こっちは対応できないというようなことも含めた中でですね、三方よしの対応というのはなかなか難しい。そういう中で、申し上げましたように、町職員の福利厚生施設でありますから、私どもとしては職員としっかり意思疎通を図りながら、これは年に数回、職員団体とも懇談をしたり、要望を聞いたりという場面もありますから、そういった中で職員の住宅、要望を聞いたり、あるいは町の事情を理解していただいたりというやり取りは、これしっかりする中で、そういったものの調整を図っていきたいというふうに考えております。

それから教育財産である教員住宅を、これから来年度の、来年の新年度の入居状況に応じた中で教育委員会と話し合いをするということを申し上げました。教育委員会にしてみるとですね、40人いる教職員の方々の住宅環境を当町は18戸用意してる。で、これは利用したり、利用しなかったりする方々がいるんですけれども、人事異動の中で赴任していただく先生方に対してはね、住宅環境というものも大きな赴任希望されるだとかということの中での要素となる。恐らく空き家になってるからって言っても教育委員会としては、もしかすると準備をしておきたいというような希望もあるかもしれません。で、そういう事情の中で、仮定の話ということの中で、その必要ないとすればということでもありますけ

れども、そんなことも含めてですね、来年の３月の人事の状況を見ながらですね、教育委員会と協議をしていきたいということでありますので、現段階で、仮定の部分に私の見解を申し上げるのは差し控えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の「森林公園のクマ出没対応について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○８番（但野裕之君） ８番、但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、「森林公園のクマ出没対応について」質問いたします。

全国的なクマ出没が相次ぐ中、当町においても各所でクマが出没しています。森林公園においても出没が相次ぎ、昨年来、幾度となく公園の閉鎖が余儀なくされています。

公園の閉鎖により、町民の利用ばかりか、町外からのキャンプ場利用者にも影響を及ぼしています。また、隣接する墓地の墓参においては、地方から来られた墓参者からお墓参りができず、不満の声も聞かれました。

毎年のようにクマ出没による公園閉鎖があると、クマが出没するイメージが高まり、平時においてもクマに遭遇する懸念から、利用者離れが進むものと推察されます。

クマとの遭遇の懸念は、登山愛好者にも顕著に見られます。道内には、当町の幌尻岳をはじめ、登山で人気のある名だたる名峰が数多くありますが、いずれも登山中にクマに遭遇する可能性があります。実際、昨年知床でクマに遭遇し被害者も出ています。

そのような中、利尻島の利尻富士の人气が高まっています。利尻島にはクマが生息しておらず、当然、クマとの遭遇もなく、安心して登山ができるからです。

このことから、公園利用者のクマ遭遇に対する不安を払拭することが重要と考えます。森林公園が強固な柵や電気柵、緩衝帯で囲まれて、クマ出没の可能性がゼロに近い対策がとられているのであれば、公園利用者の安全が確保され、安心して利用されることは間違いありません。

しかしながら、このような対策を講じるには、莫大な予算がかかると思われます。国はクマ被害防止へ、自治体を強力に支援するクマ被害対策パッケージを昨年１１月１４日に策定し、交付金の活用を求めています。活用できる交付金の例として、箱ワナや電気柵の購入費。自動撮影カメラなどを活用した出没対策費。緩衝帯の整備費などがあります。

このような交付金を活用して、公園の国道側に緩衝帯を設け、強固な柵や電気柵などを整備し、公園や墓地利用者の安全を確保すべきと考えます。

そこで、次の２点について伺います。

１点目、町は昨年９月からクマ対策に管内他町よりも素早く対応してきました。これまでに国の交付金の活用はあったのか。

２点目、公園閉鎖解除後も、町民からクマ遭遇不安の声も聞かれます。安心して利用可能にするためにも、早急に対策を講じるべきではないのでしょうか。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問頂きました「森林公園のクマ出没対応について」お答え申し上げます。

全国的にクマが人里に出没し、人身にも被害が及び、それらの事象も多様化、広域化しておりまして、国民の安全、安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえまして、国は昨年11月4日、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催をいたしまして、追加的、緊急的な対策を含むクマ被害対策パッケージを取りまとめております。

取組みの内容は、緊急的な対応としての緊急銃猟体制の構築に加えまして、短期的な対応といたしまして春グマ駆除や緩衝帯の設置、強固な柵の整備、ICT等による出没情報、河川の樹木伐採など、関係省庁が連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実行するための施策をパッケージ化したものでございまして、当町におきましても、これらに準じた対応を図っているところであります。

そこで、御質問の1点目、国の交付金を活用いたしました対策についてであります、令和7年度に緊急銃猟備品として、熊スプレーを初めといたしまして、防護盾やヘルメット、着用ベストなどを購入し、配備させていただいたところであります。

また、今年度におきましては、動物の体温や動きを赤外線センサーで感知をし、自動で撮影するトレイルカメラの導入経費の要望をしております、順次配備をする予定をしているところであります。

次年度以降につきましては、現在策定中のヒグマゾーニング計画に基づきました人の日常生活圏域と、ヒグマが生息する地域の間に緩衝帯を設けるための、草刈り等の費用を要望する計画としておりまして、これは今後も有効に活用を図ってまいる考えでございます。

次に御質問の2点目、判官館森林公園における安全確保のためのクマ対策についてであります。

保全された美しい自然環境が特徴の判官館森林公園は、貴重な植生が生育し、野鳥等が生息する当町が誇る自然公園であるわけでありますけれども、そういった自然環境がゆえにクマの侵入にもつながっているんだらうというふうに考えるところもあります。

本年度も2度、公園内にクマの痕跡が確認されまして、およそ2か月間の閉鎖を余儀なくされました。

そのため町は、クマの侵入防止対策として、クマの警戒心を高め、敷地から遠ざける手段といたしまして、昼間音楽を流し、夜は公園内の街路灯を常時点灯させるなどの措置を講じましたほか、道路の法面を中心に、有効と思われる箇所の草刈りを行いまして、クマの侵入防除を図ってきたところであります。

また、ラジオ音がクマ防除に効果的との猟友会の助言も踏まえまして、現在は昼夜を通じて散策路の複数箇所にラジオを設置し、クマよけ措置を講じているところでありまして、これは一定の効果も感じているところでございます。

御質問頂きました侵入防護柵の設置につきましては、これまでも庁舎内の中で協議を重ねた上で、猟友会にも相談をした経緯がございますけれども、猟友会の意見といたしましては、クマは防護柵をよじ登るわけでありまして、それから柵下を掘削するということや、進入箇所が広範囲であるということから柵設置の効果は限定的で期待できないのではないかなという意見であったほか、電気柵の設置につきましては、これは多額の費用を要することに加えて、下草の巻き付けが送電を妨げるなど、森林公園の自然環境下では、管理上の問題が大きく、設置は現実的ではないことも確認をさせていただいているところであります。

クマの侵入防止、あるいは防除対策の検討は多くの市町村で行っているところでありますが、残念ながら万全の対策を見つけることができていないのが実態でございます。

そのため当町におきましては、森林公園内の複数箇所に監視カメラを設置いたしまして、クマの存在をいち早く感知し、敷地内を立入り禁止にするなど、利用制限をすることで、利用者の安全確保を最優先とするという措置を講じておりますために、町民の皆さんをはじめ、キャンプ場利用者の方々には御不便をおかけしているものと認識をしているところであります。

しかし、これはクマから利用者を守るための措置でございまして、また、現状におきまして、万全な侵入防止策がない中にございましては、優先するべき措置であることも御理解賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、クマから町民の皆さんや公園利用者を守るために、防除方法の検討や安全対策の構築につきましては、他市町村における先進事例なども注視しながら、有効なものにつきましては、迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○８番（但野裕之君） ありません。

○議長（但野裕之君） 昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時５２分

再会 午後 １時００分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。但野裕之議員の「レ・コード館開館３０周年記念事業について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○８番（但野裕之君） ８番但野裕之です。通告に従い、「レ・コード館開館３０周年記念事業について」質問いたします。

レ・コード館は、来年６月に開館３０周年を迎えます。レ・コード館は、レコードと音

樂をしるべに、「レ・コードと音楽によるまちづくり」の核となる施設として、レコード100万枚収集を目指し、レコードミュージアム、図書プラザなどを併設する町民ホールとして建設され、観光振興、町民の社会教育、文化活動の場として、その役割を果たしてきました。

レ・コード館開館を機に、レ・コード館自主企画運営委員会や合唱団VOL、市民劇団ど・こ〜れ新冠などが誕生しています。レ・コード館自主企画委員会は、開館前3年間続いた南こうせつ野外ライブの流れで、そのメンバーを中心に設立され、その後、NPO法人化されています。開館後、南こうせつライブ皮切りに数多くのコンサートを企画し、町内外の聴衆を魅了してきました。合唱団VOLは、レ・コード館のこけら落としとして発表された「飛翔にいかっぷ」の町民有志により結成されました。「飛翔にいかっぷ」は、国連平和大使を務めた作曲家の城之内ミサ先生の楽曲です。城之内先生は、レ・コード館のこけら落とし直前まで合唱の指導に関わり、後に合唱団VOLの名付け親となっています。更に、社会教育事業として、レ・コード館ジュニアジャズバンドを誕生させ、また、昭和音楽大学との連携事業として、新冠中学校吹奏楽部へのクリニックやアウトリーチコンサート、パートナーシップコンサートが展開されています。

一方、「レ・コードと音楽のまち」として、マスコミ取り上げられ、NHKや民放の公開放送もレ・コード館で数多く行われるなど、町外に情報発信され、新冠町の広告塔として町のPRにも寄与してきました。開館時、レ・コード館は、社会教育施設と観光施設の両面を持ち合わせていましたが、観光に重きを置いて運営されていたように思います。現在、町は、レ・コード館を社会教育施設として位置付けして運営していますが、新冠町をPRする広告塔であることには変わりはないと思います。

これまでレ・コード館の周年事業は、故レ・コード館名誉館長、酒井氏在籍時、同氏の協力を得て、5周年、10周年、15周年と節目節目に大きな記念事業を展開し、町内外から満席になるほどの来客が訪れ、好評を博していました。25周年は冠事業もなく、周年記念事業を展開せずに終えています。

30周年は、町内外から多くの期待の声が寄せられています。期待され、関心が高いということは、新冠町がレ・コードと音楽のまちとして、町内外から認知されていることにはほかなりません。その期待に応えなければならないと思います。

開館30周年を迎えるにあたり、町長の目指すべき「レ・コードと音楽によるまちづくり」と周年事業の在り方。また、レ・コード館の館長である教育長には、社会教育施設として、その周年事業のあり方について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から頂きました「レ・コード館開館30周年記念事業について」お答え申し上げます。

御質問は、私と教育長の双方に頂いておりますけれども、レ・コード館は、御指摘のと

おり教育施設としての役割と、まちづくりの中核施設としての役割を融合させた中で、施設運営したことを踏まえまして、特に周年事業に関しましては、両者の共通の考えのもとで計画する必要があるものと考えまして、町長の立場から一括して答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

レ・コード館は、平成9年6月8日に開館をいたしまして、30年の年月が経過しようとしておりますけれども、この間、社会情勢や人々の価値観、ライフスタイルなどが変化を遂げる中、レ・コードと音楽によるまちづくりの理念であります、心の豊かさを中心に置く原点回帰という理念は、今日まで、町内で継承され続けられております。

開館以来、当館は、教育施設としての位置付けの中、コミュニティ施設、文化・交流施設、更には町の観光施設の一翼を担う施設として、まちづくりの中核的役割を担ってきました。また、サークル活動など、町民文化活動の場としての利用は定着をし、高い施設稼働率となっております。

このような中、開館30周年記念事業を考えると、まちづくりと教育事業を一体的に捉え、施設利用の中心である町民の皆さんへの還元を目的とする事業がふさわしいものと考えまして、教育委員会と協議を進めている最中でございます。

現在、当館で実施されている事業は、時代に即したテーマをもとに、広く町民に学習機会や文化芸術活動を提供するなど、多くの事業活動が展開されておりますので、記念事業はREの精神に基づく教育と文化芸術の側面から創案していきたいと考えているところであります。

これまでも、節目の年におきましては、その時々の特徴を添えた企画をもって、記念事業を実施してきましたが、時代の変遷とともに、これら記念事業のあり方も考慮していく必要も出てきていると考えます。

単に30年を祝うきらびやかなイベントではなく、言わば成熟した施設を町民の皆さんと共有し、レ・コード館の存在価値を再認識することを意識して、関係団体の皆様方にも、それぞれの事業の工夫や、冠事業に関し御理解と御協力をお願いしたいとの考えであります。

こうした事業の具体につきましては、協議が深まり、内容が具体化した段階におきまして、議会にも協議させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

また、記念事業とは別に、現在、地域おこし協力隊を中心に進められておりますレ・コード館アーカイブプロジェクトは、レ・コード館の存在価値を高め、レコードの新たな活用を含め、将来の施設のあり方を展望する上で、期待が大きい取組みでございます。したがって、開館30年を節目とした取組みとして、この部分をさらに推進していかなければならないとも考えているところであります。

町といたしましては、開館30周年を機会に、レ・コード館のこれまでの歩みを振り返る中で、原点回帰の理念を改めて見つめ直し、多くの町民の皆さんが集うレ・コード館運営を目指す、新たな出発点としていく考えでありますので、引き続き、御理解と御協力を

お願い申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第45号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第45号、令和8年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費から質疑に入ります。議案書の12ページから13ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は1ページから4ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。13ページ、説明資料は4ページになるかと思います。官学連携まちづくり事業についてお尋ねいたします。官学連携の意味においても新しい取り組みであり、町民の1人として歓迎をし、また期待をしているところであります。改めまして、今回の地域おこし協力隊員の主な活動状況、また進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。現在、地域おこし協力隊として、当町に籍を置いている隊員の間報告的な答弁でよろしいということですね。はい。今、取り組んでいるのは、レ・コード館のデータベースという、データベースのインターネットのへのアップを逐次行っておりまして、今、インターネット上でも特定サイトになるんですが、そちらのほうで、レ・コード館のデータベースの状況を検索できるという状況になってございます。これを逐次進めていく状況の、今、最初の段階にございます。それともう一つ、あわせてレコードのデータベースの事務、事務作業のスピード化を図っていることも同時に行っております。あわせて、現在、今日も進行中なんですが、東京大学から学生を招き、学生を受入れまして、新冠町のまちづくりに対する提言を研究していただく機会をつくって、その提言を週明けに行うといった事業を行っておりまして、それを今、現在進行形で行っている状況にあります。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） この事業を継続して、一つ一つ実績を積み上げていくことが重要であるというふうに考えます。その辺も含めて、今後、この事業への期待、そのことについても伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。本定例会初日の行政報告でも町長からあったかと思うんですが、こちらの事業につきましては、交流事業として終わるものではなく、まちづくりの一つの大きな事業として、今後も進めていくというふうに考えてございます。そのためにも、一過性のものでは終わらせるものではなく、引き続き次年度、そしてまたその次の年度へと続くような取組みにするべく、今、地盤を固める基礎段階の段階にあると思いますので、一つ一つ積み重ねていきたいというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、3款民生費に入ります。議案書14ページから15ページ、3款民生費、1項社会福祉費、予算説明資料は5ページから6ページです。ありませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。議案書19ページ、説明資料8ページです。

○議長（氏家良美君） まだ行ってないですね。議案書14ページから15ページをお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の16ページから17ページ、2項児童福祉費、予算説明資料7ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、4款衛生費に入ります。議案書の18ページから19ページ、4款衛生費、2項清掃費、予算説明資料8ページ、ありませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。議案書19ページ、説明資料8ページです。ごみ減量化対策事業、予算額、補正予算額が161万9千円です。内容は指定ごみ袋の購入でございます。3点質問いたします。

1点目が、ナフサがこのところ不足している状況により、ごみ袋の在庫に支障を来す報道が、今年春ぐらいにございました。当町の販売状況は、この間どうであったのかということと、

2点目が、今般この補正する総枚数ですね、全部含めた総枚数はいくいくらか。

3点目、議決後、購入してからおおよそいつ頃まで、このごみ袋が在庫ある予測なのか。この3点お願いします。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） まず1点目のナフサ不足からくる、報道による影響ということで、当町の販売状況どうなっているのかということでございますけども、当町におい

でも、ごみ袋が不足するという町民の不安からですね、一部買占め行動が見られたのかなあというふうに思います。5月までの町民に対するごみ袋の販売額の累計額、昨年度と比較しまして38%増となったところでございます。で、その後、広報等のごみ袋は安定的に供給できるということを町民などに周知したことなどにより、その後は落ち着きを見せまして、8月末累計額は昨年度と比較して6%増まで下がっております。また、ごみの収集量、ごみの委託ですね、町が収集委託しているごみの収集量も、前年度と比較しまして少し数量が減っているという状況もあり、今後のごみ袋の必要数量は前年並みもしくは下がるという想定をしているところでございます。

購入する総枚数ということで、当町におきましては前々年度のごみの販売実績に基づいて予算、予算額を算定しまして、その予算額の中でごみ袋、必要なごみ袋を購入しているということです。令和6年度の実績におきましては、燃える、燃えない、資源ごみ等あるんですけども、総トータルの枚数で21万9千枚ということで、この枚数を積算根拠としてございます。

で、議決後、購入、いつまでもものがあるのかということでございますけども、ごみ袋の入荷につきましては、今現状の状況下であれば、現在の単価で問題なく安定的に提供できること、業者から確認しております。で、年度末までは大丈夫ということで考えております。以上でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、5款農林水産業費に入ります。議案書20ページから21ページ、5款農林水産業費、1項農業費、予算説明資料は9ページから10ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の22ページから23ページ、2項林業費、予算説明資料は11ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、6款商工費に入ります。議案書24ページから25ページ、6款商工費、1項商工費、予算説明資料は12ページから13ページ、ありませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。サラブレッドの壁画の整備につきましては、以前より町民からも大変期待されている事業で、壁画そのものも色が大変落ちてきてしまって、みすばらしい状態になって、今回これが改善されるということで期待しておりましたけれども、このことについての見通しについて、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 見通しということは、今回の、当年度の実施は見送らせてい

ただいたのは、物資的な供給が滞っている社会情勢を踏まえた中での決断でございました。で、今後、その社会情勢がどうなるかといったところはなかなか見通しがつかないといったところでございます。ただ、改善されるであろうという希望的な考えではあります。見通しとしては、そういうような答弁で大丈夫でしょうか。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） ということは、当初の予定、予定した予算額では全然足りないということと、それからクラウドファンディングで、これを進めるということでございますけれども、現在そのクラウドファンディングっていうのは、当初の予算、また新たにかかってくるだろう予算の何%ぐらいが募集されているのかについてお伺いしたいと。募集じゃない、応募があるのか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まずクラウドファンディングの実施の部分から申し上げますと、クラウドファンディングを実施するにあたっては事業費を確定させた上で、募集金額を公募しなければならないというところがございます。現在、工事費等が固まっていない状況ですので、公募はまだできていない、募集はしていないといった状況ですので、その進捗状況というのはまだ手つけてないという状況になってございます。工事の見通し、あと工事費の見通しっていうこと、これ足りるかどうかという。現在の事業者、各事業者からの聞き取りによりますと、現段階の令和8年度で当初予算づけした金額では足りないということでございますが、正確にいくら足りないかといったところは、まだ、現在見積りできていない状況でございます。

○議長（氏家良美君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤正秀君） 1年遅れの、来年度予算でやるという前提で進めるということです。ですので、すっぱり1年間遅れると。この事業費については、今言われてるとおりですね、もう1回積算し直すので、相当大きくなるようでしたら、また考えないとならないですけども。前提としては、やるという前提で、1年遅れということの中で来年度予算にまた計上させていただきたいと、こういうふうに思ってます。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） しつこくて申し訳ありません。工法のことについてお伺いしたいんですけど、パネル自体を交換するのか、またパネルに色塗り替えるのか。パネルそのものの破損っていうか、劣化状況なんかはどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。現在、備付けられているパネルを改めてふき替え、吹き付けをする計画でございます。私が現場で目視した限りでは破損等はされていない、破損等はしていない状況でございますので、そのままパネルは使えるというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。地域産業6次化推進コーディネート事業についてお伺いいたします。説明資料12ページになります。新冠町の産業振興を図る意味においても、期待が大きいわけですが、これまでの、平成6年度から行われてきた各補助実績の現状評価、課題等についてお伺いできればというふうに思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。それぞれの年度で補助した事業がこちらのほうに記載してあるとおりでして、これの現状の稼働といいますか、そういう稼働といったものにつきましては、年度で非常にばらつきがあるというふうに考えております。事業者が行う、この商品開発につきましては、その将来性にかけて町が補助するといったところでございまして、なかなか補助段階では、将来性の確定したところは見えない中であるところが難しいところだなというふうには考えてございます。その中で、逐次補助した後にも調査等をいたしまして、現状確認等をしているところでございますので、今後もこの事業につきましては継続して実施していきたいというふうに考えておりますし、より成果のあるものにつなげていきたいというふうには考えてございます。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） そこで、今回のこの事業、100万円の補正の事業への期待についてお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） このたびの補助対象となる事業につきましては、新冠町産のピーマンを主原料としたソースの開発に必要となる機材の購入をしたいということでございます。これまで様々な商品を、この事業者の方は開発してきたわけですが、新たな商品として、ピーマンを題材とした、素材としたソースを開発したいということでございますので、新たな新冠町の商品、地場産品につながっていただければというふうに考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、7款土木費に入ります。議案書26ページから27ページ、7款土木費、3項住宅費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8款消防費に入ります。議案書の28ページから29ページ、8款消防費、1項消防費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9款教育費に入ります。議案書の30ページから31ページ、9款教育費、1項教育総務費、予算説明資料は14ページから15ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 説明資料を14ページ、学校教育振興補助の中ですが、漢字検定、英語検定、小中学生を対象に行われています。近いところの数字、どれぐらい受験されているのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） はい。この予算を算定した時点ですので、8月時点で実施済みなのは3名の方が英語検定のほうで受験をされております。今後ですね、まだ出ておりますし、漢字検定もまとまってやることありますので、これからまだ出てくるものと推察しています。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） 近年の実績としても、大体それぐらいの数字ということでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） はい。昨年度の実績で言いますと、漢字検定ですね、40名程度いらっしゃいます。英語検定で言いますと20名ぐらい。これは毎年度の推移で、この程度受験されて、検定料の補助をしております。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） そうしますと、小中学生の学習意欲を高め、学力向上につなげることを目的としている、この目的に近づけられているというふうな理解でいいでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） はい。漢字検定のほうは団体が検定を企画したりですね、町内でそういった子どもたちの学力向上に向けての対応ができているかと思っております。十分一助になっているかなと考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の32ページから33ページ、4項社会教育費、予算説明資料は16ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の34ページから35ページ5項保健体育費ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の36ページから37ページ、6項学校教育費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。8ページをお開きください。

歳入の質疑はページごと一括して行います。議案書の８ページから９ページ、１４款
国庫支出金、１５款道支出金、１８款繰入金、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書の１０ページから１１ページ、１９款
繰越金、２０款諸収入、２１款町債ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第４５号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第４５号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４６号

○議長（氏家良美君） 日程第５、議案第４６号、令和８年度新冠町簡易水道事業会計補
正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は、補正予算書の１ページから９ペ
ージまで一括して行いますので、発言は内容取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質
疑を行うようお願いいたします。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第４６号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第４６号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 発委第２号

○議長（氏家良美君） 日程第６、発委第２号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会、長浜謙太郎委員長。

○３番（長浜謙太郎君） 発委第２号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本意見書は、令和８年７月９日付けで北海道道路整備促進協会並びに北海道治水砂防海岸事業促進同盟から連名により意見書の提出依頼を受け、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第１４条第３項の規定に基づき意見書を提出するものです。

意見書案を説明いたしますので、１ページをお開きください。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、ＧＸ、ＡＩ、ＤＸといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流、物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道、市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地でもある本道は、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全、安心の確保も重要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化、頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項において特段の措置を講ずるよう強く要望する。

要望の項目については、記載の７項目のとおりです。御確認ください。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

意見書提出先は記載のとおりでございます。

以上が、発委第２号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてです。御審議の上、採択くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されていますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、発委第２号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第7 会議案第7号 ～ 日程第9 会議案第9号

○議長（氏家良美君） 日程第7、会議案第7号、日程第8、会議案第8号、日程第9、会議案第9号、閉会中の継続調査及び閉会中の継続審査について、以上3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会の各委員長並びに議会運営委員会の委員長から所管事務調査について継続調査の申出がありました。また、令和7年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長から付託事件の審査について、会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第7号から第9号までは、各委員長からの申出のとおり継続調査並びに継続審査することに決定いたしました。

ただいま町長から議案第47号、令和8年度一般会計補正予算が追加提出されました。

お諮りいたします。提出されました議案を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号を追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再会 午後 1時40分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第47号

○議長（氏家良美君） 追加日程第1、議案第47号、令和8年度一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） 議案第47号、令和8年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和8年度新冠町一般会計補正予算。このたびは5回目の補正となります。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1045万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2126万6千円にしようとするものです。

第2条は地方債の補正でございまして、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものです。

はじめに地方債の補正について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。津波避難施設等整備事業は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係る一般公共事業債でございます。補正前の限度額1950万円を、補正後2440万円にしようとするもので、資材価格の高騰に伴う工事費増額等の財源として発行を予定するものです。起債の方法、利率、償還方法に変更はありません。

それでは、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。6款1項ともに商工費、2目観光費426万8千円の追加です。事業1、新冠温泉施設管理運営事業の10節需用費147万4千円の増額は、和風風呂ミストサウナ室の天井張替えに係る修繕料で、老朽化により天井パネルの一部が落下し、応急対応をしている状況のため、緊急的に修繕を行うものです。14節工事請負費279万4千円の増額は、浄化槽処理槽内の改修工事で、老朽化により内部装置及び間仕切りが腐食し破損しているため、浄化能力が著しく低下しておりましたが、今般、資材確保の見通しが立ちましたことから、所要の予算を計上するものです。詳細は説明資料1ページを御参照ください。11ページから12ページに移ります。8款1項ともに消防費、2目災害対策費618万5千円の追加です。14節工事請負費618万5千円の増額は、節婦町地区津波避難タワー建設工事でございます。618万5千円のうち313万8千円につきましては、令和7年度の建設工事において、予定していた施工分が執行し切れず、令和8年度へ持ち越した工事分について、出来高が確定したことにより、不足額を計上するものでございます。残額の304万7千円につきましては、今なお続く資材価格の高騰に対応し、工期内に適切な事業完了を図るため、工事費の設計変更を行いたく、必要額を計上するものです。詳細は、説明資料2ページを御参照ください。

次に、歳入について説明いたしますので、7ページから8ページをお開き願います。15款道支出金、2項道補助金、5目消防費道補助金49万1千円の追加です。1節消防費道補助金49万1千円の増額は、津波避難施設等整備特別対策事業補助金で、津波避難タワー建設事業の事業費精査により追加交付されるものです。19款1項1目ともに繰越金

506万2千円の追加は、財源調整として前年度繰越金を財源化するものです。21款1項ともに町債、6目消防費490万円の追加につきましては、先ほど3ページの地方債補正で御説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上が議案第47号、令和8年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、本議案を議決頂いた後には、節婦町地区津波避難タワー建設工事の設計変更に伴う請負工事契約の変更につきまして、後日、臨時会を開催し、上程させていただく予定でございますので、あわせてお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第47号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。新冠温泉の施設管理運営事業について、ミストサウナのほうですね、こちらについてちょっと質問させてください。20年以上経過しているということで、老朽化が著しいということもあります。この間、何かサウナの、一度お湯がぬるくて、二度ぐらい修繕はかけてるんですけども、それ以外に補修、補修というか、そういうようなものは一切やっていなかったという認識で、まず1点目良いのかということと、2点目が、修繕工事の方法ですね、パネルが落下したわけですから、どのような修繕の仕方をするのか。3点目、工事期間はどのぐらい必要なのか。この3点お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。3点、順番に沿ってお答えしたいと思います。1点目の、まずこれまでの修繕経過なんですけど、今議員さんがおっしゃったとおり、ボイラー、温度調整に不調があったことによる二度のボイラーの修繕を行ってございます。それ以外にも、簡易な修繕に入るかと思うんですが、室内の壁の修繕等を行ってございます。それと今回、天井部分が落ちてきたといいますか、抜けてきたといいますか、スピーカーが設置してある部分が天井部分にございまして、その部分のスピーカーが剥落してきたというような形でございます。再度、スピーカーを天井部分に設置するような修繕を施したいというふうに考えてございまして、周辺部分のパネルもあわせて新しいものに変えたいと思っております。工事期間なんですけど、本補正予算が可決頂きましたら、10月発注し、11月に工事を設置したいと考えております。理由としましては、11月に毎年施設の休館期間を設けてございます。これが10日ほどでございますので、この10日の休館期間において修繕をしたいと考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） これをもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和8年第3回新冠町議会定例会を本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（氏家良美君） これをもって、令和8年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後1時50分 閉議)